公有化後における史跡等の管理・活用計画

補助事業者名	七戸町	事業名	史跡　二ツ森貝塚	事業形態	直接買上げ

（1）公有化の目的（公有化しようとする史跡等の現状・課題を踏まえて明記すること）

史跡・二ツ森貝塚は、平成10年1月に史跡指定、平成27年3月及び平成27年10月に一部が追加指定され、現在に至っている。
七戸町は、史跡指定地全体を公有化して確実な保存を図るとともに、既に史跡公園として整備してある東地区と併せて史跡全体の整備活用を考えているが、当面の目標としては、追加指定された西地区の民有地について長芋などの作付けから保護するため畑地の公有化を進めている。また建物等の建て替え計画地も遺跡保護のため公有化を進め保護をしている。　並行して「史跡二ツ森貝塚整備基本構想及び整備基本計画」により東地区の再整備計画を行うとともに西地区の暫定整備を目指している。現在、史跡の西地区は、民有地と公有地が混在しており、東地区と一体的な土地の整備事業を妨げている。このため七戸町は、特に緊急性の高い案件から順次公有化を進め、並行して暫定的な土地の整備を行い、史跡地の活用を進めていくこととしており、令和7年度は（2）に掲げる3筆の土地を公有化予定である。このうち1筆は、住宅の所有者が老朽化した住宅の建替えを希望している。もう2筆は、土地所有者が老朽化した小屋の建て替えを希望しているものである。両者ともに史跡地の適切な保存と管理を実施するため、可及的速やかに公有化を図る必要がある。
なお、上記3筆の公有化が完了しなければ、西地区の重要遺構の保護及び世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」としての景観保全にも支障を生じる恐れがある。
また、上記3筆の公有化範囲を含む史跡の活用計画については、「史跡二ツ森貝塚保存活用計画」のP.59～65に記載されている。（☆）

（2）令和7年度公有化の計画

番号	公有化計画地	公有化の緊要性	令和8年度以降当面の活用方針
1	青森県上北郡七戸町字貝塚家ノ前26番2	住宅の所有者が老朽化した住宅の建替えを希望しているため。	公有化した土地の緑地帯としての整備を実施し、R8に緑地帯として開放。また、史跡を紹介する簡易解説板を設置し、町民、観光客等を対象に、ボランティアガイドによる現地紹介を実施。
2	青森県上北郡七戸町字貝塚家ノ前18番2	所有者が老朽化した作業小屋の建替えを希望しているため。	
3	青森県上北郡七戸町字貝塚家ノ前15番9の内	所有者が老朽化した作業小屋の建替えを希望しているため。	
4			
5			

当該年度事業費	56,039千円	当該年度補助額	44,831千円	

（3）公有化及び管理・活用の実施スケジュール（長期的な視点で明記すること）

種別	内容（具体的な実施方法を含めて明記する）			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考
公有化		緊急性の高い事案が生じた都度買上げを実施	R7	→										
管理（R7買上地）	草刈	地元遺跡保存団体等に委託し、年4回実施	R8～		→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	巡回監視	文化財保護担当課職員によるパトロールを年4回実施	R8～		→	→	→	→	→	→	→	→	→	
活用（R7買上地）	緑地帯整備	園路、ベンチ等の整備 暫定開放	R9～10 R8～		→	→ →	→ →	→	→	→	→	→	→ →	
	暫定整備（解説板整備・ガイド）	簡易解説板の設置 ボランティアガイドによる解説	R9 R9～			→ →	→	→	→	→	→	→	→ →	
活用（全体計画）	整備計画等策定	整備基本計画策定（見直し） 設計 整備工事	R15～									→	→	
	史跡公園公開													

上記に係る特記事項

・R7買上地の緑地帯整備、暫定開放は、東地区の整備終了後に改めて整備計画を策定し西地区を史跡公園として整備するまでを部分的に先行して実施するものであり、史跡全体の整備基本計画との整合性に留意して実施する。
・ボランティアガイドによる解説は、R7買上地に設置する簡易解説板を活用して実施することとし、当該史跡の重要性、今後の整備・活用計画の理解を促進するものとする。